

○あらゆる業種の研究開発投資を後押しするため、第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加するとともに、投資の増減に応じて支援にメリハリを効かせる等の見直しを行う。

改正概要

- ①第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加(「試験研究費」の定義の見直し)
- ②増加型を廃止した上で、総額型に投資増加インセンティブを組み込み、試験研究費の増減率に応じて6~14%の範囲でメリハリがつく仕組みを導入。(現行制度:控除率8~10%)
- ③中小企業向け支援を強化するため、従来の控除率12%・控除上限25%を維持した上で、試験研究費が5%超増加した場合に控除率(最大17%)・控除上限(10%)を上乗せする仕組みを導入。
- ④オープンイノベーション型の手続要件を企業実務に合わせて緩和。
- ⑤高水準型の適用期限を2年間延長する。

【適用期限:時限措置については平成30年度末まで】

上乗せ措置
(時限措置)

【C 高水準型】 試験研究費の対売上高試験研究費率が10%を超えた場合の制度

【A 総額型】

試験研究費総額にかかる控除制度

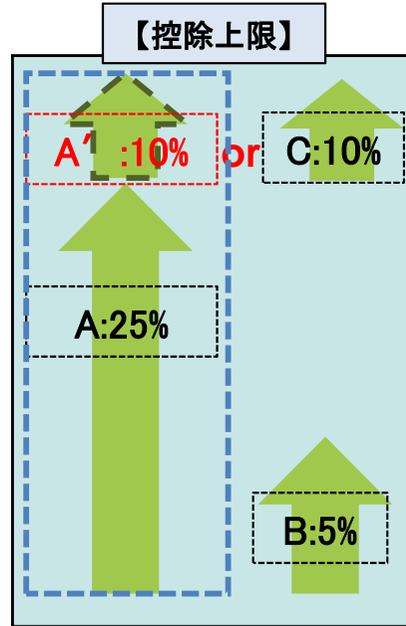
控除率:
 大企業の場合:試験研究費の増減に応じて6~14%
 ※控除率10%超の部分は時限措置(2年間)
 中小企業等の場合(中小企業技術基盤強化税制):
 試験研究費の増加に応じて12~17%
 ※控除率12%超の部分は時限措置(2年間)

本体(恒久措置) **【B オープンイノベーション型】**

大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用(特別試験研究費)総額にかかる控除制度

控除率:
 相手方が大学・特別研究機関等の場合⇒30%
 相手方がその他(民間企業等)の場合⇒20%

+



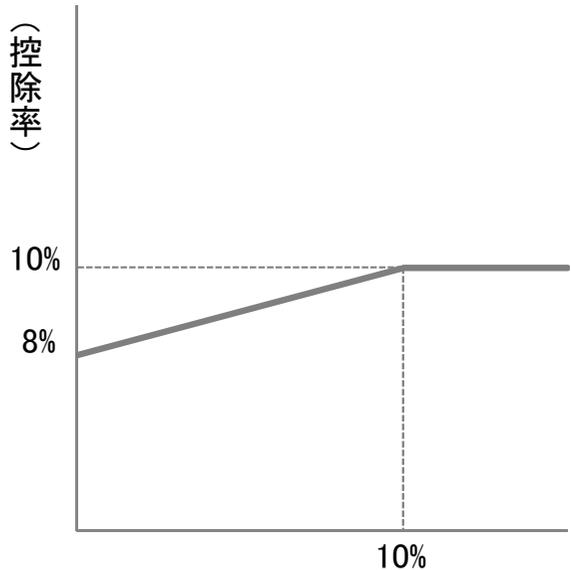
※総額型の控除上限(A')について、①対売上高試験研究費率が10%超の場合、その割合に応じて0~10%を上乗せ、②中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費増加割合5%超の場合、10%上乗せ。ただし、いずれも高水準型(上記C)と選択制。

新たな総額型の控除率の仕組みについて

- 政府目標を着実に達成するため、総額型に投資増加インセンティブを組み込む。
- 試験研究費の増減率に応じて、控除率を6～14%とする。
- 特に、5%超投資が増加した場合、高い控除率を適用する。

現行制度における控除率の仕組み

売上高試験研究費率に応じて、8～10%の範囲で控除率が変動する仕組み

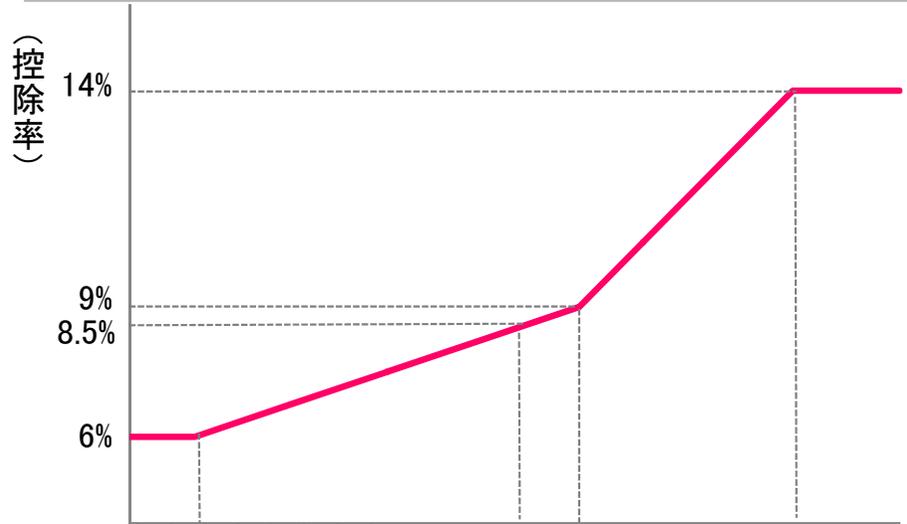


(売上高試験研究費率)

改正後の控除率の仕組み

試験研究費増減率に応じて、控除率が下図のとおり変動する仕組み

- ① 増減割合が5%超 $9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$
- ② 増減割合が5%以下 $9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$
- ③ 増減割合が-25%未満 6%一律



25%減少 増減なし 5%増加 約22%増加

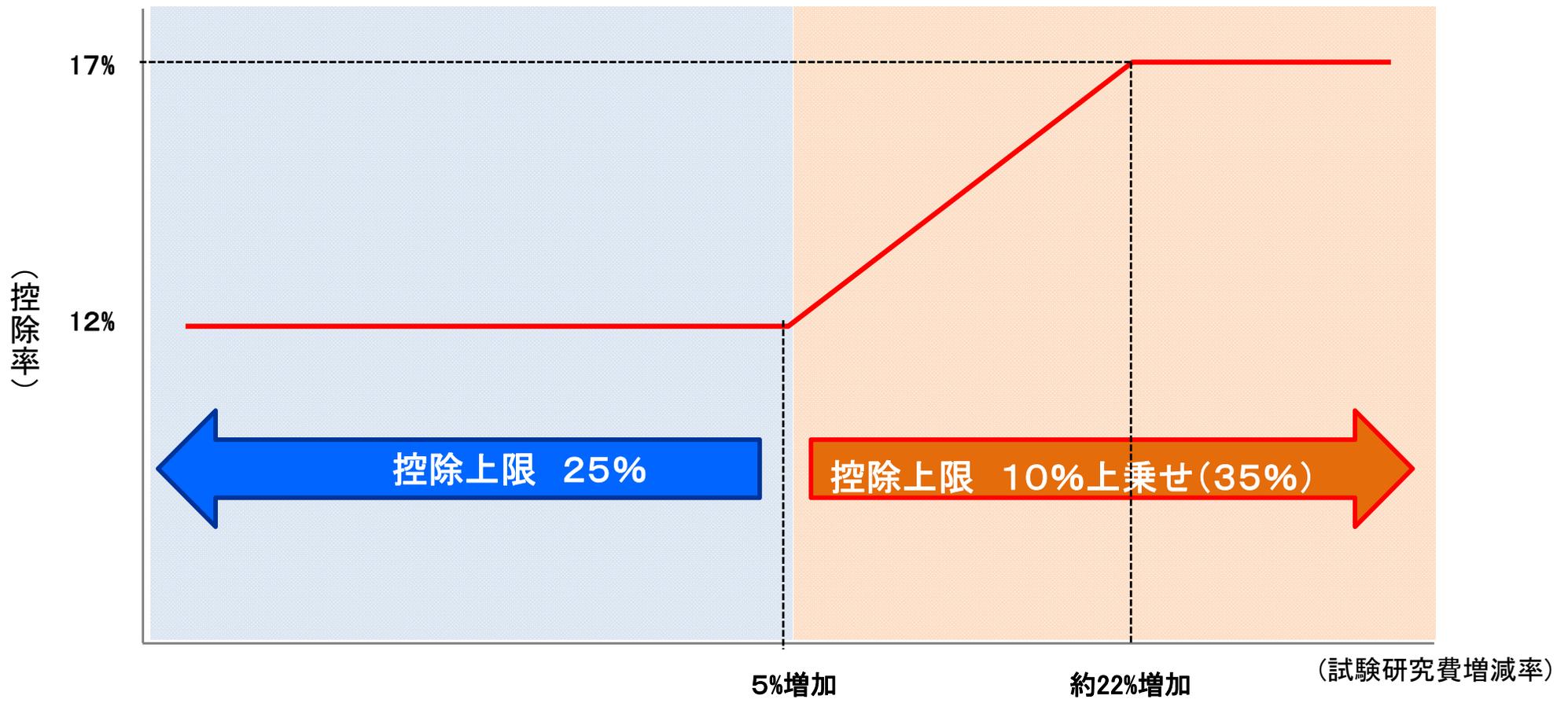
(試験研究費増減率)

※控除率10%超の部分は時限措置

中小企業技術基盤強化税制について

○中小企業向け支援を強化するため、従来の控除率12%・控除上限25%を維持した上で、**試験研究費が5%超増加した場合に控除率(最大17%)・控除上限(10%)を上乗せする。**

試験研究費の増加割合が5%を超える場合の控除率 : $12\% + (\text{増加割合} - 5\%) \times 0.3$
※ただし、税額控除率の上限は17%



※控除率が12%超の部分及び控除上限の10%上乗せは時限措置(2年間)
※控除上限上乗せと高水準型は選択制

サービス開発の追加(試験研究費の定義の改正)について

○研究開発税制の支援対象に、これまでの製造業による「モノ作り」の研究開発に加え、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の「サービス」の開発を新たに追加。

試験研究費の定義(現行制度)

製品の製造
技術の改良・考案・発明
にかかる試験研究のために要する費用

改正後

第4次産業革命型の新たなサービスの開発にかかる試験研究費を対象に追加

サービス開発のイメージ

データの収集

• センサー等を活用して、自動的に種々なデータを収集

データの分析

• 専門家が、AI等の情報解析技術によってデータを分析

サービスの設計

• データの分析によって得られた一定の法則性を利用した新たなサービスを設計

サービスの適用

• 当該サービスの再現性を確かめる

対象となる事例

自然災害予測サービス

ドローンにより山地の地形や土砂、降雪状況等を収集・分析

→的確な自然災害予測を提供

農業支援サービス

センサーにより農地の温度や湿度等を細かく収集・分析

→効果的な農作業情報を配信

ヘルスケアサービス

ウェアラブルデバイスにより個人の健康状態を細かく収集・分析

→健康維持サポート情報を配信

観光サービス

ドローンや人工衛星により自然界や生態系情報を細かく収集・分析

→観光情報(オーロラやクジラが見られる等)を配信

(参考)対象となるサービス開発の事例

地域を自然災害から守るサービス

- ドローンを活用して収集した画像データや気象データ等を組み合わせて分析することで、より精緻でリアルタイムな自然災害予測を通知するサービスを提供



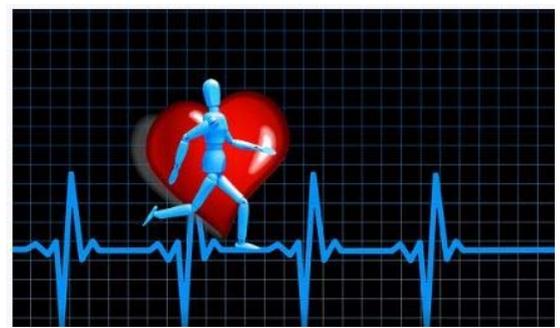
農家を支援するサービス

- センサーによって収集した、農作物や土壌に関するデータや気象データ等を組み合わせ分析し、農家が最適な農作業をできるような農業支援情報を配信するサービスを提供



各個人に応じたヘルスケアサービス

- 各個人の運動や睡眠状況、食事、体重、心拍等の健康データを分析することで、各個人に最適なフィットネスプランや食生活の推奨や、病院受診勧奨を行うサービス



観光サービス

- ドローンや人工衛星等を活用して収集した画像データや気象データ、生態系のデータ等を組み合わせ分析することで、高付加価値の観光資源だが発生頻度の低い自然現象等の発生を精緻に予測するサービスを提供



オープンイノベーション型の運用改善について

○現在、オープンイノベーション型で高い控除率を設定しているにもかかわらず、企業や相手方(大学・他の企業等)の実務に合わない手続の負担を背景に、制度適用が受けられない場合があり、オープンイノベーション型のインセンティブ効果が十分に発揮できていない状況。

○オープンイノベーション型の手続要件を企業活動の実態に合わせて緩和することで、オープンイノベーション型のインセンティブ効果が十分に発揮されるようにする。

現行制度における問題点

① 契約変更があった場合には、その契約変更日以後に支出した費用のみが対象。

⇒ 実態として、契約締結当初から、研究にかかる費用見込等の詳細が全て明らかになっているわけではない。



② 対象費用の額の確認について、費用内訳(明細書)と領収書等との突合が必要と考えられている。

⇒ 個々の領収書等との突合は多大な事務負担となる。



③ 共同・委託研究において、相手方に支払う費用については対象費目が限定されており、間接経費が含まれない。

⇒ 実際には、間接経費(光熱費や修繕費等)も当該研究に必須の費用である。

改正後

① 契約変更前に支出した費用であっても、その契約に係るものであることが明らかであり、その支出日と契約変更日が同一事業年度にあれば対象とする。

【経産省ガイドラインの改訂】



② 対象費用の額の確認については、領収書等との突合までは求めないことを明確化する。

【経産省ガイドラインの改訂】

③ 対象範囲を、「当該研究に要した費用の総額」とすることにより、当該研究に必要な間接経費(光熱費や修繕費等)も含むものとする。【省令改正・経産省ガイドラインの改訂】